

松前町養育支援訪問事業実施要綱

第1 事業の目的

この要綱は、町が、養育支援が特に必要と認められる児童及びその保護者又は妊婦が存する家庭に対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第5項に規定する養育支援訪問事業を実施することにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする。

第2 支援対象者の要件

養育支援の対象者（以下「支援対象者」という。）は、町内の次に掲げる児童及びその保護者又は妊婦とする。

- (1) 若年の妊婦、妊婦健康診査の未受診の妊婦、望まない妊娠をした妊婦その他の妊婦であって、妊娠期からの継続的な支援が特に必要と認められるもの
- (2) 出生後間もない児童の保護者であって、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等によって、子育てに対し強い不安、孤立感等を抱えており、特に支援が必要と認められるもの
- (3) 食事、衣服、生活環境等が児童の養育に不適切な状態にある家庭の児童であって、虐待のおそれ又はリスクがあり、特に支援が必要と認められるもの
- (4) 児童養護施設等からの退所又は里親委託の終了により復帰した児童であって、特に支援が必要と認められるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに類すると町長が認める児童及びその保護者又は妊婦

第3 実施主体

養育支援訪問事業の実施主体は、松前町とする。

第4 対象家庭の把握

町は、乳児家庭全戸訪問事業（法第6条の3第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業をいう。）の実施結果、保健医療の連携体制に基づく情報提供、児童相談所等関係機関からの通知、通告又は情報提供等により把握した養育支援が特に必要な家庭について情報の収集を行うものとする。

第5 支援対象者及び支援内容の決定

- 1 町は、第4により収集した情報を基に支援対象者を決定するものとする。
- 2 町は、前項により支援対象者を決定したときは、養育支援訪問事業支援計画書（別記様式）により支援計画を策定し、支援内容を決定するものとする。
- 3 前2項の場合において、町は、必要に応じて児童相談所等と連携し、個別ケース検討会議を開催する等、必要な検討を行うものとする。

第6 養育支援の実施

町は、養育支援に従事する者（以下「支援従事者」という。）を定め、第5の2により策定した支援計画に基づき、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 安定した出産・育児を迎えるために行う相談又は指導
- (2) 育児不安の解消、養育技術の提供等のために行う相談又は指導

- (3) 養育環境の維持若しくは改善又は児童の発達保障のために行う相談若しくは指導
- (4) 児童養護施設等からの退所又は里親委託の終了に当たって、児童の家庭への復帰が適切になされるために行う相談又は指導
- (5) ひきこもりその他養育上の問題を解消するために行う相談又は指導
- (6) 養育環境の維持又は改善のために支援対象者と共同で行う食事の準備、洗濯、掃除等の家事支援又は助言
- (7) 養育技術を提供するために支援対象者と共同で行う乳幼児の世話、もく浴等の育児支援又は助言

第7 養育支援の進行管理

町は、養育支援の実施状況及び家庭の状況について把握し、進行管理を行うものとする。
この場合において、支援従事者の役割分担、支援上の課題について確認する等、支援対象者及び支援従事者に対するフォロー体制を確保するものとする。

第8 養育支援の終結の決定

町は、養育支援の目標の達成状況、養育環境の改善状況等の評価を行い、支援従事者、関係機関等と協議の上、養育支援の終結を決定する。ただし、養育支援を終結する場合においても、他の必要な支援につなげる等その後の継続的な支援体制を確保するものとする。

第9 養育支援の委託

- 1 第6の(6)及び(7)による養育支援については、社会福祉法人その他適切に事業運営ができると認められる者に委託して行う。
- 2 前項による養育支援の委託に当たっては、委託先の事業者に対し、職務上知り得た個人情報適切に管理し、秘密を保持するために必要な措置を講じさせるものとする。
- 3 1の場合において、同項により委託を受けた事業者は、養育支援を行ったときは、当該養育支援を行った月の翌月の10日までに当該養育支援の経過について町に報告しなければならない。

第10 研修

町は、養育支援の適切な実施を図るため、支援従事者に必要な研修を受講させるものとする。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、養育支援訪問事業の実施は、養育支援訪問事業ガイドライン（平成21年3月16日付け雇児発第0316002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別添）に準拠して行うものとする。

附 則

この要綱は、令和4年3月15日から施行する。